

## 府中市産学官連携推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興及び技術力の向上を図ることを目的とし、市内中小企業者が大学等及び公的研究機関と共同で取り組む事業に、市長が予算の範囲内で補助金を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校をいう。
- (3) 公的研究機関 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に規定する試験研究を主たる業務とする機関及び地方自治体が設立した公設試験研究機関（一般財団法人及び一般社団法人を含む。）をいう。
- (4) 産学官連携 事業者、大学等及び公的研究機関が連携し、新製品の開発や新技術の習得などを目的とし、研究、試験、調査、研修等を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がない者であること。
- (3) この要綱により補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていない者であること。
- (4) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員等でない者であること。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、産学官連携のうち、次に掲げる事業で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 新製品・新技術又は製造・生産方法等に関する研究開発等
- (2) 職務上必要とされる知識や技能を高める研修や講座等
- (3) その他、特に市長が必要と認める事業

2 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する会計年度

の3月15日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の補助対象経費の合計額に同表の補助率を乗じて得た額に相当する額とし、同表の補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額が補助限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、補助限度額を補助金の額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、府中市産学官連携推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
- (4) 法人の登記事項証明書（事業所の所在が確認できるもの）
- (5) 産学官連携による事業を実施することを証するものの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、府中市産学官連携推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、府中市産学官連携推進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容変更等の届出)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、府中市産学官連携推進事業（変更・中止・廃止）届出書（別記様式第6号）に市長が必要と認める書類を

添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 府中市補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業が補助金の交付決定を受けた会計年度内に完了しないとき。
- (6) 第9条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、府中市産学官連携推進事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知する。この場合において、市長は、当該取り消しに関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、府中市産学官連携推進事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を説明する資料
- (2) 事業収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中市産学官連携推進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、府中市産学官連携推進事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告、検査又は指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の交付に関し、

必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項の検査をするときは、職員は、身分を証明する書類を携行し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(財産の保全)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了した後も、補助金により取得した設備(以下「補助対象設備」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助対象設備を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ府中市産学官連携推進事業財産処分承認申請書(別記様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認した場合において、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第5条・第6条関係)

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
新製品・新技術又は製造・生産方法等に関する研究開発等			
試作・試験費	①目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 ②目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費 ③試験、分析を行うための材料、試薬品の購入に要する経費	2/3	30万円
機械装置費 ・ 工具器具費	①機械装置の購入、据付に要する経費 ②機械装置の借用、リースに要する経費 ③既存の機械装置の改良に要する経費 ④工具器具の購入に要する経費 ⑤工具器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費		

共同研究費	共同研究契約等に基づき支払う経費 ※現物支給する場合の消耗品費等を含む		
技術指導費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、 専門的知識を有する者に依頼し、指導・相談 を受けた場合に要する経費		
諸経費	本開発等を行うために直接必要な従業員の旅 費、資料購入費、調査委託費、その他市長が 特に必要と認める経費		
職務上必要とされる知識や技能を高める研修や講座等			
研修費	講師謝金	10/10	3万円

別表2（第9条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経 費の配分	①補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる 変更をする場合 ②別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいず れか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業 の内容	第7条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容につい て、補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場 合